

# 湯沢市

## 子育てファミリー支援事業

湯沢市では事後申請方式  
により実施しています

### どんなことに使えるの？

市内で実施している一時預かり、病児保育、ショートステイ、ファミリーサポートセンターの利用料又は任意の予防接種に係る費用若しくは子ども用の靴・衣服の購入費用に使えます。

[例えばこんな時に使用することができます]

- ・保護者が病気で入院することになり子どもの面倒をみてほしい〈ショートステイ〉
- ・子どもが風邪の回復期だけど、仕事を休むことができない〈病児保育〉
- ・在宅で育児しているが、たまには私もリフレッシュしたい！〈一時預かり・ファミリー・サポート・センター〉
- ・ロタウイルスの予防接種を受けた〈任意の予防接種〉
- ・子供用の衣服、長靴を買った〈子ども用の靴・衣服の購入〉

### どこで使えるの？

以下の表をご参考にご使用ください。

サービスの種類	施設名等	所在地	電話番号
一時預かり	市内保育所、認定こども園の全て		
病児保育	湯沢乳児保育園	湯沢市元清水二丁目3-26	0183-72-2728
	みたけ保育園	湯沢市裏門一丁目2-33	0183-73-1745
	深堀保育園	湯沢市深堀字高屋敷58-3	0183-72-2512
	おがち保育園	湯沢市横堀字土淵28	0183-52-2559
ショートステイ	横手市立県南愛児園	横手市横山町1-1	0182-32-6065
	秋田赤十字乳児院	秋田市広面字釣瓶町100-3	0188-84-1760
ファミリー・サポート・センター	湯沢市ファミリーサポートセンター	湯沢市柳町二丁目1-39	0183-73-3321
予防接種、靴・衣服の購入	医療機関、店舗の指定なし		

### 手続きは？

利用等した月の翌月末日までに子ども未来課に申請してください。

ご持参いただくもの...

- ① 助成対象費用の領収書(要件に該当した日以降の日付のもの)、ただし衣服等購入費用についてはレシートではなく、領収書に「7歳未満児用〇〇の購入費として」という記載が必要です。
- ② 印鑑(認印も可、スタンプ式は非)、
- ③ 振り込み先の通帳、またはカード(申請者と口座名義は、同一者であること)

対象に該当した初年度に限り、3月利用分まで助成の対象となりますが、二年目以降は、4月～翌年2月までの費用が対象となります。

#### 【お問合せ先】

湯沢市子ども未来課子ども子育て応援班 (湯沢市子育て世代包括支援センターHUG)  
〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 TEL 0183-55-8275